

第2回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

日 時	平成16年7月21日(水) 午前10時～12時
場 所	練馬区役所本庁舎地下 多目的会議室
出席委員数	37名 (欠席委員数10名)
傍聴者数	0名
事務局(危機管理室長)	<p>ただ今から、第2回安全・安心協議会を開催いたします。私は本日の司会進行を務めさせていただきます、練馬区危機管理室長の乾と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、資料の式次第に則りまして、本日の進行をさせていただきたいと存じます。まず、次第の1番目の会長挨拶ですが、本日は志村会長が所用のため、関口副会長からご挨拶をいただきます。</p>
副会長(助役)	<p>おはようございます。さて、この安全・安心協議会は本日が第2回目でありますが、前回は実質的なご審議はいただかなくて、今後の進め方についてご確認いただきました。その後、各専門部会を2回ずつ重ねまして、本日の協議会を迎えました。何と云っても、早く練馬区で安全・安心に関する条例を制定したいという取り組みが当面の課題です。ご承知のように、新聞紙上では、相変わらず犯罪が地域で起こっており、憂慮に堪えない状況でございます。また、練馬区内におきましても、例えば学校の下校時に生徒に危害を加えるというような予告電話がありまして、安全・安心パトロールカーを集中的に配備して警備に当たったりと、区でも地道な取り組みをしているところです。</p> <p>今日はこの条例の制定に向けまして、2回の専門部会で検討していただいた内容につきまして、ご議論を深めていただければと思っております。条例の基本的な考え方あるいは条例の基となる項目を、事務局からお示しをしたいと考えておりますが、これについても活発なご議論をいただければと思っております。また、条例の制定をいつを目途にするか、一日でも早い方がいいのですが、ご多忙な中でご検討いただいているということで、皆様方のご検討のスケジュールについてもご相談をしたいと思います。</p> <p>いずれにいたしましても、この協議会での成果、条例の制定について、区民も首を長くして待っております。この期待に応えられるように、充実した会議にさせていただければと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局(危機管理室長)	<p>それでは、次第の2番目の新委員の紹介です。4名の方が新しく委員となられております。まずは、町会連合会会長の上野定雄様、小学校PTA連合協議会会長の辻田雅寛様、青少年育成委員長の西村勝男様です。また、商店街連合会の篠会長は他の団体でも委員として兼ねておられますので、飯村副会長に委員としてご出席いただくようにさせていただきました。よろしくお願いいたします。新しい委員の皆様には委嘱状を席上配布しております。</p> <p>つづきまして、これまでの経過についてご報告いたします。第1回協議会の開催経過と専門部会の開催経過について、資料1と資料2をご配布しております。事務局から報告させます。</p>
事務局(安全・安心担当課長)	<p>それでは、お手元の資料1と資料2について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>資料1は4月22日に開かれました第1回安全・安心協議会の要旨をまとめたものです。誠に恐れ入りますが、お目通しをいただいて、発言の趣旨が違っている場合や誤りがある場合は、事務局にお申し出ください。</p> <p>つづきまして、資料2は、4月22日の本協議会以降、防犯・防火・児童の各専門部会で、それぞれ2度ずつの会合を開催いたしまして、ご論議をいただきました。それぞれの案件と主な意見をまとめたものです。</p>

事務局(危機管理室長) 本日お出になられている委員の皆様の中にも、部会に参加されている方もいらっしゃるかと思います。何か感想等がございましたら、ご発言いただけたらと存じます。

(発言なし)

事務局(危機管理室長) それでは、次に4番目の協議事項に入らせていただきます。協議事項は4点あります。まず1つ目の、「(仮称)安全・安心条例に盛りこむべき項目の検討」につきまして、資料3に基づきまして、事務局から説明させます。

事務局(安全・安心担当課長) それでは、お手元の資料3に基づきまして、「(仮称)安全・安心条例に盛りこむべき項目の検討」につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、1番といたしまして、項目を検討する際の基本的な方針についてでございます。大きく3つの点があります。まず、1つ目はこれまで練馬区の他の条例で既に規定されている項目の取扱いについてです。例えばポイ捨ての禁止については、既に環境の観点から条例に規定されていますが、このような項目はたくさんございます。これらについて、改めて安全・安心条例で規定し直す、あるいは強い規制を与えるというご意見も頂戴してまいりました。しかし、この点につきましては、一つの事項について複数の条例で規定をした場合、分野がはっきりしているものを改めて安全・安心条例で規定しても、条例の適用を受ける区民に分かりづらいという可能性があります。また、他の条例に準拠をするというような表現をする方法もありますが、条例の根拠を条例に求めることは法体系上難しいというような区での文書取扱セクションの見解でございます。また、既存の条例につきましては、これまでその所管組織で様々な検討や対応をしてきたという、長い時間をかけた経緯があります。また、今後の方針についても、様々にご説明をしてきたというものがほとんどです。以上のことを考えまして、他の条例で既に規定されている項目については、この条例には基本的に盛り込まないということで、それぞれの専門部会でご了承をいただきました。

次に区民の権利を制限する規定についてです。防犯上問題のある空き家について、例えば極論ですが、「区が取り壊せる」あるいは「塀を越えて伸びた樹木については区が伐採できる」というような規定をつくるという考えもありました。これについては、区の方には、その制限をしないと確実に他の区民の方に不利益があるというものに限定するという考えをしております。これまで、この条例のご論議では、犯罪や火災が発生する確率が高まるということがあっても、確実にそれが起こるといふところまで言い切れるものは、なかなかありませんでした。また、区の機関としての性格も、取り締まりをするということや権利を大きく規制するという考えはそぐわないということもありまして、区民の権利を強制的に制限する規定は盛り込まないという原則で、この条例を作っていきたいというご説明をさせていただきました。

最後に、罰則についてです。安全・安心条例に規定する項目について、罰則がないと実効性が担保できないというご意見をいただきました。先ほど申し上げましたとおり、制限をしないと確実に他の方が不利益を被るとした場合以外には権利を制限しないという考えをしておりますし、私共が定めるこの条例につきましては、区民の方に義務を課するというよりも、区民の方同士のルールやマナー・道徳の部分を求めるという性格のものであります。また、区は取締りを行うということが基本的な性格ではございません。さらに、罰則の適用を受けるのが、そのような行為をしている方のほんの一部になり、罰則を受けた方の不公平感を克服しがたいということもあります。このような点から、この条例では罰則の規定は置かないということでお話してきたところであります。

つづきまして、条例に係る検討をした項目についてです。他の自治体の状況等も含めまして、これまでそれぞれの専門部会でご要望いただいたもの等を含めまして、現在このような項目が考えられるというものを列挙しております。表の薄く網掛けをした部分は他の条例に規定があるもの、あるいは権利を制限するものということで、基本的にこの項目は設定しないというものです。ご要望をいただきましたので、表示したものです。

事務局(危機管理室長)

資料の具体的項目の中で網掛けをしている部分につきましては、この安全・安心条例では条例化しないということで現時点で明らかになっておりますが、網掛け部分以外のものにつきましては、これまでの専門部会のお話を基に項目立てをおこなったものです。中には、今後他の組織との調整が必要のため、調整の内容によっては、ここで項目として挙がっていても、実現化に至らないものもあるかと思えます。ただ、少なくとも現時点で考えられる限りの項目ということで、本日お示ししたものです。このことにつきまして、ご意見・ご発言等がありましたら、お願いいたします。

委員

条例の総則関係について、2点ほど意見を申し上げます。  
第1点は、既存の条例で定められたものについては触れないというお話です。ですから、この安全・安心条例と他条例との関係について、総則の何らかの条項において明文化する必要があるのではないのでしょうか。例えば、区民の安全・安心に係る事項については、別に定める場合を除き、本条例によって取扱うといった表現が必要なのではないのでしょうか。それによって、安全・安心条例と既に走っている条例とセットで、安全・安心についてはいろいろやっていくということがはっきりするのではないかと思います。  
第2点は、「練馬安全・安心ダイヤル」を区役所のどこかの部署に設置して、区民が安全・安心について不安を覚えた場合に、簡単な番号で気軽に連絡または相談ができるような仕組みを作っていただけではないでしょうか。確かに110番や119番がありますが、これは事故や事件対応が主たる目的であると思えます。それ以前の問題、例えば「自宅の周りに不審者がウロウロして困るので、どうしたらいいか」「近くに空き地があって雑草が伸びている。そこで若者が煙草を吸って、火の始末をきちんとしない」等、事故や事件になる前に、不安だということを直接区に連絡できて、区で対応したり、案件次第では関係部署に振っていただくという、総括的な窓口の役割をさせていただきたいと思えます。例えば、119番に続く200番くらいの番号を考えていただきたい。区民は、警察や消防にはいざという時には助けていただけてますが、日常の暮らしからすると、どうしても区役所の方がなじみがあります。そのようなことを踏まえて、窓口一本化も含めてご検討いただければと思います。

事務局(危機管理室長)

ご発言についてご意見がありますでしょうか。もしなければ、事務局からご説明申し上げます。

事務局  
(安全・安心担当課長)

まず、総則部分での、他の条例との関わりの規定です。これにつきましては、どのような表現方法があるかについて、事務局の中で、区の文書担当部署を含めまして、検討させていただきたいと思えます。その中で、「他の条例に規定のないものを全て」という表現をした場合、想定しづらいようなことが浮かび上がる場合等も考えられます。その辺も含めて検討させていただき、可能であれば、そのようなことを反映した文言等について作成させていただきたいと考えております。

また、特設の電話や相談コーナーについてですが、現在も区の中で、どの部署が扱っているのか分かりづらいというような部分も確かにあります。安全・安心という観点で考えますと、取り扱う範囲が大変広がってきますので、一元的な窓口というような考えも、具体的な事業といたしまして、体制も含めて前向きに考えさせていただければと考えております。

委員

具体的項目の防火関係ですが、都の火災予防条例で、今後は新築や改築の住宅の場合は火災警報器を設置するという事です。既設住宅についてはまだまだ先になるとは思いますが、失火は本人の意識がどこまであるかという事で変わります。寝煙草や台所の火等が失火の原因として件数が多いと思います。防火意識は絶えず持ってもらわないといけませんので、身近にいつでもその意識が喚起されるような、例えばすぐわかるようなワッペンを希望されるお宅に支給する等の方策を考えていただきたいと思っております。

事務局  
(安全・安心担当課長)

この項目につきましては、火災予防条例や消防法等の改正があったということもありまして、消防署の方々からも様々なご要望をいただけてきたところです。個人住宅での火災警報器につきましては、なかなか義務付けまでは難しいと考えておりますが、私共の方で意識の啓発や機器を設置しやすくなるような環境づくり、具体的にはあっせん制度等での事業展開や、条例中で環境整備等について表現ができるかどうか、両方を並行して検討させていただきたいと考えております。

事務局(危機管理室長)

他にご意見はありますでしょうか。  
 それでは、条例に盛りこむべき事項の協議を終了させていただきたいと存じます。  
 ただ今、いただいたご提言につきまして、項目に付け加えた上で、各専門部会にお図りしながら、また内部で調整をさせていただきながら、具体的な内容を詰めていきたいと考えております。  
 それでは、2番目の協議事項であります、地域懇談会の開催について、資料4に基いて事務局から説明させます。

事務局  
(安全・安心担当課長)

区民の方に対する防犯・防火意識の高揚または啓発については、これまで文化センターでの「子どもの安全を考える集い」等、全区的なものを行ってきましたが、基本的には地域の皆様の活動に頼る部分が相当大きいと考えております。今年度は出張所の管轄に合わせて、それぞれの地域で防犯・防火に係る懇談会を開催して、それぞれ地域の方々でご理解を深めたり、情報交換をしていただきたいと考えております。出張所は区役所を含めて17ヶ所ありまして、それぞれ地域で分かれています。これらの出張所におきまして、9月あるいは10月頃から今年度いっぱい掛けて、当該区域内の区立小中学校長、町会・自治会、商店会、PTA、青少年育成地区委員会委員の方々を含めまして、懇談会を開催しようと考えております。実施場所は原則として出張所の会議室を利用し、事前に規模が大きくなる場合には、また別の場所を考えるというものです。  
 次に進め方についてです。まず、私共が安全・安心に関してこれまで行ってきたものあるいは計画している施策についてご紹介をさせていただき、次に地域における町会・自治会、学校等で行っている防犯・防火に関する独自の取り組みのご紹介をしていただければと考えております。その後、昨今緊急の問題となっております子どもの安全確保について、学校関係者から、現在の状況や地域に対するお願いやご要望等を発言していただき、これに応える形で地域の方々が協力ができること、あるいは学校やPTAに対してしてほしいことといったご意見を交わしていただければと考えております。  
 検討課題といたしまして、懇談会は出張所管轄ですが、地域の方々の活動範囲は、実際には別に設定されています。その辺も考えますと、町会・自治会や学校単位等、より細かな区域での連携が必要となってきます。私共はこの17ヶ所での懇談会から、より細かい地域での話し合いに発展をさせていただきたいという考え方を持っております。  
 この懇談会の実施にあたりましては、それぞれの地域の事情もありますので、事前に調査をさせていただき、可能な限りそれぞれの地域に合った方法を検討させていただきたいと考えております。また、参加をいただく方につきましても、必要に応じてお声がけをさせていただきたいと思っております。

## 第2回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

事務局(危機管理室長)	この秋以降、地域の皆様と安全・安心に関するお話し合いを開始していくということにつきまして、説明させていただきました。このことにつきまして、ご意見はありますでしょうか。
委員	公募委員としてもぜひ出席して、皆様のご意見をお聞きしたいと思えます。 私の住んでいる団地は住所名と出張所の管轄が違います。1箇所だけでなく、他にも参加させていただければと思います。
事務局(危機管理室長)	積極的に参加していただけるよう配慮したいと考えております。他にご意見はございますでしょうか。
委員	懇談会は大変結構なことだと思いますが、その後、より細かい地域でというお話がありました。このような懇談会は役所の縦割りで各部署ごとに設定をされていて、地域にはいろいろなものが存在するという現状だと思います。受け皿としての地域も限られたメンバーでやっているのが現状です。参加者が重複するとか、それによってエネルギーが分散するということがあります。例えば町会と学区が別々なため、町会での連絡事項が子どもの通学区と違っているということがあったりします。これからは住民参加が増えてきますし、住民の役割が必要になってくると思いますので、その受け皿の整理を、一度区の方で音頭をとってぜひ進めていただきたいと思います。
事務局 (安全・安心担当課長)	まさに、私共の安全・安心に関わる事も、地域の皆様のご協力なしには成し遂げられないということは間違いのないところです。そういった点で、委員からご指摘をいただきましたとおり、区の様々な部署あるいは関係機関も含めて、様々にお声掛けをしている実態があります。まさに区全体に対するご提言と受け止めております。私共といたしましては、それぞれ地域の特性に合わせた活動内容等も事前に調査させていただいて、可能なものであれば、それらの会合と一緒にいう形を考えたり、他の区組織につきましても調整をして、負担が地域の方にいかないように心がけていきたいと考えております。
委員	区商連の中に安全・安心委員会を設置することに決定しました。その方法として、区の担当職員から説明を受けながら考えた一例としまして、区商連には現在89商店会、約3000人弱の会員があり、商店会を10ブロックに分けております。このブロックごとにパトロールを展開していこうと決定されましたが、懇談会にも加えて検討をお願いできればと考えております。
事務局(危機管理室長)	その方向で考えていきたいと思っております。他にご発言やご提案はありますでしょうか。 つづきまして、安全・安心まちづくり推進地区につきまして、資料5に基づきまして、事務局から説明させます。
事務局 (安全・安心担当課長)	安全・安心推進地区につきましては、先ほども条例として考えられる項目として、説明させていただきました。地域の町会・自治会、商店会、PTA等が自発的に安全で安心なまちづくりを推進していこうというものに対して、区で一定の基準を設けて、「(仮称)安全・安心まちづくり推進地区」として指定を行い、区の安全・安心に係る施策を重点的に実施していくという考えのものです。推進地区の選定方法案として、安全・安心協議会でご検討をいただくということ、また安全・安心条例に具体的規定の一つとして組み込むことをご検討いただくことが一つです。

## 第2回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

また、地域懇談会でのご意見等も参考にさせていただきまして、推進地区の選定方法を考えていきたいと思えます。

参考として、東京都では推進地区はそれぞれの区が指定することが望ましいということですが、既に犯罪が多発している地域、犯罪等の発生により多数の住民が不安を抱えている地域、社会的弱者の安全を図るために特に配慮すべき地域、というような選定基準を例示しています。また、他の自治体で選定を既に行っている推進地区ですが、新宿区では地元町会の防犯活動の実績や要望に基づいて歌舞伎町を指定したということです。実際に実施していることは、違法看板や放置自転車の撤去・ごみの清掃を重点的に行っているということと、協議会を設置しているということです。江東区では区・警察・町会の協議により、亀戸駅周辺地区を指定しています。放置自転車の撤去に合わせて、樹木の選定や落書消しを重点的に行っているということです。渋谷区では渋谷駅周辺と原宿の竹下通りを指定しており、青少年の深夜徘徊や違法駐車が非常に多いということや、置引き・ひったくり・キャッチセールス・スカウト等の犯罪やそれに準ずる行為が多発しているということで指定し、警備会社による委託パトロールの実施や防犯カメラの設置等を行っています。中野区では中野駅北口周辺で、客引きが多く酔客によるトラブルが多いということ、粗暴犯の発生件数が多いということで指定していますが、現在のところ重点的に行っている施策は特にないということです。杉並区は高円寺周辺地区について、犯罪の発生件数が区内で最も多いことや、交通バリアフリー基本構想における重点整備地区であることを考えて指定しています。実施内容は、防犯パトロールの強化や放置自転車対策の強化・ステ看板の撤去強化・公衆便所の清掃強化ということです。

ご説明は以上です。

事務局（危機管理室長） ご意見やご発言等がありましたら、お願いします。

委員

繁華街や駅周辺が例として出ていましたが、住宅地区でも安全・安心は必要なことです。例えば、推進地区より軽い「安全・安心まちづくり推進宣言地区」として指定し、積極的に住民参加意識を高めてもらう意味で、宣言地区になった場合には署名するなどして、より一層自覚を深めていただく。このことで、活動もそれだけ活発になると思えます。住宅地区等も合わせて活動できるような方法を考えていただければと思います。

事務局  
（安全・安心担当課長）

確かに繁華街を中心に地区が指定されているという実情があります。ただ、練馬におきましては、地元の方々が自主的に様々な目標や方針に取り組んでいただけたというような条件を満たしている所であれば、当然のことながら住宅地であっても、私共の施策を重点的に行うような推進地区の設定を考えていきたいと思えます。

委員

とかく目立った所が推進地区として推薦されるようなことがあるのではないかと思います。私は住宅の真中にある商店街ですが、商店会でパトロールをしていると、近隣住民の皆様と一緒にやっという機運が高まっています。推進地区の区分けや基準について、細かい配慮で進めていただくようお願いしたいと思います。

事務局（危機管理室長） ご指摘いただいたようなことも配慮していかなければいけないと思えます。

委員

「安全・安心まちづくり推進地区」は、東京都が定めたものに対応しているのではないかと理解しており、助成金とセットになっていると思えます。都の選定基準と類似して運用されるのではないかと思います。もう少し軽微な宣言地区のような制度を作ってもいいかと思います。

## 第2回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

事務局 (安全・安心担当課長)	<p>東京都はそのような地区を選定することが望ましいと言っていますが、選定の方法について具体的な指示はありません。各区の判断で行えばいいとなっています。ただ、指定をする地域が区内全域というように特定できない形では困るという規制があるだけです。結果として、推進地区の指定を受けると都の補助金の対象となることは事実です。逆に、都は指定がないと補助金の対象としないと言っています。ただ、私共が考えている推進地区は、商店街や犯罪多発地区だけではなく住宅地の指定も考えていきたいと思えます。また、都補助金を貰うだけではなく、区の事業についても一定の優先的な事業展開を考えていけば、さらに推進地区の意味合いが出てくると思えます。</p> <p>ご指摘のとおり、2段階に分けてという方法も考えられますので、検討させていただきたいと思えます。</p>
委員	<p>町会・自治会や商店会が防犯に取り組んでいる場合、お揃いのジャンパー等の購入補助金について、行政の支援を検討していただければと思えます。</p>
事務局(危機管理室長)	<p>様々なご意見があろうかと思いますが、具体的に進めていく中で、人・物・金をメニューとして検討していかなければならない問題だと思えます。都のレベル、区のレベル、地域のレベルというご提言もありましたので、併せて検討したいと思えます。</p> <p>次に、安全・安心条例施行までのスケジュール案について、ご説明いたします。</p>
事務局 (安全・安心担当課長)	<p>この条例制定までのスケジュール案につきましては、現在から一番早く進める場合、今年の11月中旬から開催されます第四回区議会定例会に条例を上程するという前提によって作成したものです。この場合、第3回専門部会と協議会は8月下旬に開催させていただくことが必要となります。なお、この際には、本日ご了解をいただいた条例に含める項目の中から、内部調整を済ませ、項目を選んだ上で、内容について一定の輪郭を示せるような文書を用意し、ご確認をいただくという1点に絞られるかと思えます。</p> <p>次に、区民意見反映制度を実施し、区報やインターネット・区施設で見ただけの形で区民に広く意見をいただくということとなります。これに関しましては、一つ一つのお問い合わせやご提言に対し、私共の方でお返事を差し上げるところまでが一連の手続きとなっています。</p> <p>このパブリックコメントの手続きが終了した後、10月中旬頃かと思えますが、第4回の協議会と専門部会を開催します。ここでは、パブリックコメントでいただいたご意見や私共の回答も含めてご確認いただき、最終的に条例として上程するものの確認をいただく機会と思っております。</p> <p>非常にタイトなスケジュールですが、この予定を進めば、第四回定例会に提出した条例が、平成17年1月1日に施行予定ということになります。パブリックコメントについては、公開をしてから20～30日間程度の意見募集期間を設定することになりますので、これを含めたスケジュールとしてお示ししました。</p>
事務局(危機管理室長)	<p>第一回協議会でも雑駁にスケジュールをお示ししましたが、今回、より詳細な案をお示ししております。非常に忙しい案です。これで行くか、あるいはもう少しペースを落とした方がいいかというご意見があるか、ご協議いただきたいと思えます。</p>
委員	<p>一刻も早く作ったほうがいいと思えます。</p>
委員	<p>同感です。協議会や専門部会はシンクタンクと考えてよろしいですか。</p>

## 第2回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

事務局 (安全・安心担当課長)	具体的なご提案やご提言をいただける機会として設置させていただいております。
委員	10年前の治安に戻そうという、警視庁の大きな目標がありますが、そのように目標を明確に謳っていただきたい。その目標に連動する形で考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
事務局 (安全・安心担当課長)	これまで数値目標を考えたことはありませんでした。ただ、現在の行政の仕事は全て効果を検証していくという考え方が基本です。数値目標が設定できるようなら設定する方が望ましいと思いますので、警察や消防ともご相談しながら、検討していきたいと考えております。
事務局(危機管理室長)	それでは、スケジュール案につきましては、現行どおりに進めるということで、確認させていただきます。 ひきつづきまして、報告事項の1番目、「区内パトロール体制の充実」につきまして、資料7を事務局より説明いたします。
事務局 (安全・安心担当課長)	まず、安全・安心パトロールカーの地域貸出事業についてです。4月に購入をいたしましたパトロールカーにつきましては、5月21日号の区報でお知らせをしたとおり、町会・自治会・商店会・PTAの行うパトロール活動に貸出をするという事業を始めております。貸出方法は、パトロールカーと共に、その運転を行う警備会社の警備員1名を併せて貸し出すという形にいたしました。万が一のことを考えた時に、貸出先の一般区民に運転をしていただくのはなかなか難しい点があるということで、委託の警備員と一緒に派遣するというものです。貸出の決まりは、1団体が月に1度、1回の貸出は1台、貸出時間は7時間以内ということで、現在のところお願いしております。当初にどのくらいの需要があるか分からないということがありましたので、ご利用いただける団体や機会を、このように設定させていただきました。貸出の10日前までに、安全・安心担当課に申込みを行っていただくというものです。周知方法としては区報以外に、町会・自治会・PTA対象のアンケート調査でもご紹介をいたしました。  次にアナウンス用テープの搭載です。車両には放送設備があります。地域の方々がパトロールで放送を行う際に、テープがあると便利であるということでしたので、パトロールカーに搭載することとしました。 パトロールカー貸出のこれまでの実績ですが、6月に7件、7月は13日現在で12件のご予約をいただいております。また、これまでいただいたご要望としては、1団体につき1回ではなく2回以上貸し出してほしい、運転業務は団体でもできる、軽自動車なので4名乗車は狭い、委託警備員のみでパトロールをしてくれるとありがたい、パトロールの放送は学校の放送部にお願いできると面白い、というご意見をいただきました。 その他といたしましては、パトロールカーに防災無線と、初期消火ができるように消火器を搭載する予定があります。 次に、区が持っている庁有車・バイク・自転車へのステッカーの貼付です。「安全・安心パトロール 練馬区」と記載したマグネットや器具で装着するステッカーを貼付し、職員が運転する際に使用しようというものです。現在のところ、庁有車81台、清掃車134台、バイク22台、自転車615台にこのような表示を実施する予定です。 次に、パトロール体制の充実に向けた今後の検討事項です。まず、地域貸出においてルールを見直す必要があると考えております。



## 第2回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

また、夜間に委託で行っているパトロールについて、時間を拡大して、学校周辺での事件等に対応できるよう検討が必要かと考えております。また、パトロールカーの屋根に現在照明は設置しておりませんが、青色灯であれば設置を緩和するという情報を得ておりますので、検討の一つとして考えております。さらに、郵便局や宅配便等で区内を多数回っている業種の方に、ステッカー等をお配りして付けていただくということも検討しております。

事務局（危機管理室長） このことについて、ご発言はありますか。

委員 このパトロールカーは非常にいいことだと思って歓迎していますが、団地だと15分もあれば一回りしてしまうため、使用がもったいないということで申込みを控えています。若い人たちの参加の場として、「安全・安心バイクパトロール隊」というような形も考えていただければと思います。

委員 大事なご指摘だと思います。何をしても目的をきちんと掲げておく必要があると思います。郷土愛を高めて、治安力を高めていくということですから、地域力をどのように作っていくかという大きな役割として、パトロールという一つの方法があるのではないかと思います。このような考え方をさらに進めていくためには、マナーやルールはどのようなかといったものの考え方の基本というものや、目的はこのためにあるんだということを示していただいた方がいいのではないかと思います。

事務局（安全・安心担当課長） まず、若者のパトロールへの参加の推進についてですが、具体的に練馬区内でも若い方々が自主的にパトロールをやっているという活動があることを承知しており、そのうちのいくつかの団体の方とはお話をさせていただきました。大変重要なことであり、ぜひ継続的にお願いしたいということで、様々なご相談をさせていただいております。方法論としてバイク等も考えられますが、形はともかく、それを継続していただけるような環境作りを考えていきたいと思っております。

また、パトロールの目的につきましては、パトロールカーの貸出では、住民が自主的にパトロールをしようとしたときの道具として使っていただき、先々はもっと大勢でのパトロール活動や定期的な活動のきっかけとなればと考えております。はっきりと目的等がお分かりいただけるような事業を推進していきたいと考えております。

委員 せっかく素晴らしいアイデアがありますので、PRを行う部会の設立を提言させていただきます。

事務局（危機管理室長） 安全・安心協議会は、条例を作ったら終了ということではありません。このご提言につきましては、最後にもう一度おはかりしたいと思います。つづきまして、町会・自治会・PTAのアンケートにつきまして、中間報告をさせていただきます。

事務局（安全・安心担当課長） 町会・自治会に対するアンケートにつきましては、6月から発送を始めましたので、まだ回収率が上がっていない状況ですが、速報という形で示させていただきました。ご要望の中には、パトロール用品の支給やパトロールカーの貸出に関するものが多数ありました。

PTA父母の会につきましては、パトロール用品支給やパトロールカー貸出と併せまして、専門警備員派遣に関するご要望が増えているという結果が見られます。

このアンケート結果を踏まえまして、今後の事業展開等につきましては、協議会におはかりをしながら、進めていきたいと考えております。

## 第2回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

委員	最近、ワンワンパトロールの腕章をしている方が、パトロールするのではなく民間広場や公園で朝夕集まって、安全・安心に相応しくない状態というものが目につきます。ワンワンパトロール自体はいいことですが、ある程度、犬の散歩に関するマナーの指導をしていただきたいと思います。
事務局(危機管理室長)	マナーを守っていただくことは、当然であると考えております。 では最後に、「防犯カメラ設置指針検討委員会の設置」について、資料9をご説明いたします。
事務局 (安全・安心担当課長)	防犯カメラの設置に関しましては、区施設でも設置しているものがあります。また、防犯カメラが犯罪の抑止や防止に効果があるということも周知の事実です。しかし、一方では、防犯カメラの使い方によっては、住民の基本的な人権が侵害されるという恐れも指摘されています。そこで、区が設置するもの、または補助金として関わってくるものについては、一定の統一した基準を専門家にご検討いただき、策定するというものです。 指針の内容としては、カメラの設置や運用の方法・画像データの管理方法・指針の適用範囲を検討していただきます。メンバーは大学教授2名・弁護士2名・防犯関係研究者1名の計5名にお願いしております。7月28日に第1回の会合を持ちまして、10月中を目途に3～4回程度の開催をし、指針の策定をお願いしたいと考えております。 防犯カメラ設置指針の取扱いとして、条例に文言を盛り込む方法があります。 また、防犯カメラ設備設置に関する補助制度の創設についてですが、既に都の補助制度があり、これに付随する形で区でも補助制度を創設するという事になるかと考えております。この場合には、設置する場合は指針に準拠するということが条件付けの一つになると考えております。 参考としまして、都の補助制度の概要ですが、都では従来商店街振興の観点から、防犯カメラに対する補助金制度がありました。今回は治安維持の観点から若干の手直しをしまして、防犯カメラ・防犯灯・防犯ベル等の設備を設置する際に、一定の補助を行うということです。
事務局(危機管理室長)	このことについて、ご発言はございますでしょうか。
委員	先ほどご説明がありました条例施行までのスケジュールと指針の策定までの時期に、ズレがあると思います。早くても10月末までに指針が策定されることとなりますが、一方で安全・安心協議会の開催は10月中旬となっております。指針が出来上がる前に協議会で条例の検討が終わってしまうのに、指針に関する規定を条例に盛り込むかどうか検討するとなっております。指針検討委員会をもっと前倒しで実施して、少なくとも協議会や専門部会の検討に間に合うように指針案を示すべきであると思いますが、いかがでしょうか。
事務局 (安全・安心担当課長)	スケジュール上はご指摘のとおりです。指針検討委員会の前倒しについては検討させていただきますが、日程等の問題もありますので、それが必ずしもできるかについては疑問です。 条例の中で指針について触れる可能性としての一つの考え方として、指針検討委員会の途中経過の報告を協議会にしたうえで、「区が定める指針を尊重する」という文言とすることも考えられます。10月に協議会にお集まりいただくまでには、指針検討委員会の前倒しについても結論が出ていますので、それを踏まえて、条例で規定するかどうかのご判断をいただければと思います。

第2回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

事務局(危機管理室長) 早い段階で、設置指針の大枠は見えてくると思います。その段階で、個々の条文までは整理できていなくても、条例に盛り込むべきかどうかのご判断はいただけるのではないかと目論みの中で設定した作業スケジュールとなっております。ご判断いただけるような内容をなるべくお示ししていくということで整理していきたいと思います。

最後に「その他」ですが、先ほど広報PR普及専門部会を新たに設置したらどうかというご意見がありました。現在、専門部会が3部会ありますが、各専門部会の中でこの提案をご報告して、それぞれで整理したものを次の協議会で皆様にお示しして、改めてご決定いただくということでいかがでしょうか。

異議なし

事務局(危機管理室長) では、そのようにさせていただきます。  
これで第2回協議会の全ての議事を終了しました。  
閉会にあたりまして、内田副会長からご挨拶をいただきます。

副会長(内田) 本日は貴重なご意見をいただきました。これを踏まえまして、第3回協議会ではより充実した歩みが見せられるような会にしていきたいと思っております。ご協力の程をお願いいたします。

事務局(危機管理室長) これで第2回安全・安心協議会を終了させていただきます。